

## 技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

### 1 現状

#### (1) 職種ごとの人数・平均年齢・平均給与等のデータ及び民間従業員のデータ

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
大治町	51.2歳	15人	209,000円	234,177円	233,377円	-	-	-	-
うち用務員	53.9歳	4人	221,800円	232,386円	231,659円	用務員	53.9歳	227,200円	1.03
うち調理員	50.2歳	11人	204,300円	239,103円	238,103円	調理士	41.0歳	281,400円	0.85
愛知県	50.5歳	639人	350,491円	419,986円	404,392円	-	-	-	-
国	48.8歳	5,193人	287,094円	-	320,514円	-	-	-	-
類似団体	48.0歳	22人	286,981円	315,880円	304,818円	-	-	-	-

\* 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16～18年の3ヶ年平均)

\* 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

#### (2) 職種ごとの年齢別職員数

##### 用務員

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	3人	0人	4人

##### 調理員

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	0人	0人	0人	0人	1人	1人	2人	2人	2人	3人	0人	11人

#### (3) その他給与に関する事項

- ア 給料表 単純な労務に雇用される職員の給与その他勤務条件に関する規則(3級制)  
 国の行政職給料表(二)適用
- イ 手当 扶養手当・地域手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・期末手当・勤勉手当を、それぞれ該当者に支給
- ウ 昇給基準 毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(57歳を超える場合は2号給)を標準として昇給する。(平成22年1月1日までは昇給抑制措置により1を減じた号給で昇給)

## 2 基本的な考え方

第3次大治町定員適正化計画に基づき、用務員の定年退職分は臨時雇用職員に切り替え、調理員の定年退職分は、随時、民間委託に切り替えていく。

## 3 具体的な取組内容

給料表については単純労務職の職性・内容を考慮しつつ、民間における同職種の水準との均衡に一層留意するとともに、国の行政職給料表(二)を適用することにより、適正な給与制度・運用に鋭意努力する。

地域手当については現在7%を支給しているが、平成20年度から平成21年度は5%に、平成22年度からは3%に段階的に引き下げ、民間の賃金水準に見合った支給率に改定する。

## 4 その他

退職者を不補充とし、新規の採用はしないことにより、平成22年度には用務員3人、調理員9人になる見込みである。減員分については民間委託及び臨時雇用職員を採用することで対応する。